

定期報告告示の改正への対応について

建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度において、調査、検査の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、**令和7年7月1日**から施行されます。詳細は国土交通省 HP に掲載されている下記資料をご覧ください。

☞ <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001860339.pdf>

なお、本改正のうち、次の内容については、従来どおり特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますよう、お願いいたします（長崎県独自）。

※調査する建築物の所在地が長崎市、佐世保市の場合は各市の建築指導課にお問い合わせ下さい。

●「可動式防煙壁の作動の状況」の確認について

【告示（国）の改正】

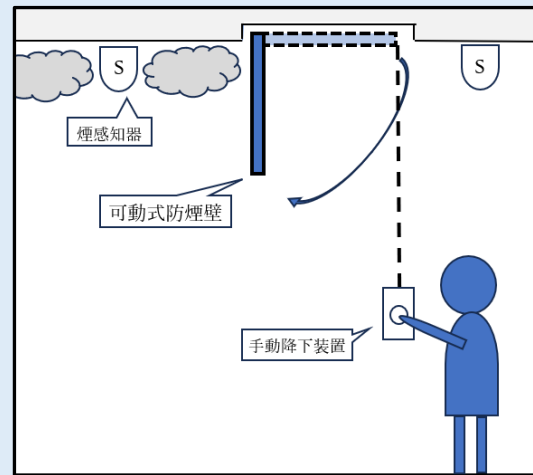
特定建築物定期調査の調査項目から削除する。



県細則改正

【長崎県の場合】

従来どおり特定建築物定期調査の調査項目とする。 ※3年以内に実施した検査の記録がある場合は当該記録により確認することで足ります。



<可動式防煙壁のイメージ図>

●「各階の主要な常閉防火扉（※）について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況」の点検について

【告示（国）の改正】

特定建築物定期調査の対象項目ではなく、防火設備定期検査の対象項目とする。

【長崎県の場合】

従来どおり特定建築物定期調査の対象項目とする。

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	固定の状況



県細則改正

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	固定の状況

※原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものが調査対象となります。

※原則、「②吹抜きに面して設けられたもの」については、堅穴区画に設ける防火扉を示していますが、堅穴区画のうち、昇降路に設ける防火扉は、従来通り昇降機定期検査の対象となるため、特定建築物定期調査の対象外となります。

新様式等は下記 HP をご確認ください。※新様式は6月下旬に掲載予定

☞ <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kenchiku-jutaku/kenchiku-oshirase/345779.html>

長崎県土木部建築課審査指導班
TEL:095-894-3093